

藤田文三^{〔感〕}さんが教授になつたが、あの人の仕事は、何を拵へても同じになつて了ひ、非常に癖のある彫刻で、幼稚で餘りよくない。大層如才のない人で、生徒を甘やかして了つた。長沼先生は生徒には厳しく仕事も眞面目で面白いところがある。學校に遣つてゐる老人の首なども眞面目に拵へてある。長沼先生は非常に藝術的良心があると云ふのか、自分の彫刻などは駄目だといふので、日本中の銅像などは皆毀れて了へばいゝといふやうな否定的な考へ方になつて、晩年は彫刻を諦めて了つて自然を友として居るのを理想とし、彫刻界と交るのを厭がつて居られたやうであつた。當時の塑造科の人々の拵へてゐたものは今考へるとサロンの彫刻のやうなものだが、その頃はそれが非常に進んだものに見えて、木彫の方は時代に遅れてゐるといふ氣がしてゐた。〔下略〕

〔回想録〕高村光太郎『美術』二卷一号。昭和二十年一月)

この回想記によると、長沼守敬の授業では裸体モデルを使用し、イタリヤ製の油土で原型を作つて石膏にとり、それを三本コンパスと針とで石などに移すという彫刻法を教えたことがわかる。石膏取りとコンパスについては長沼自らも前出「現代美術の搖籃時代、長沼守敬」の中で次のように述べている。

美術學校では當時、誰も石膏の取り方を知らなかつた。私は助手を使つて教へてゐたのであるが、黒岩淡哉君が主になつて石膏取りを研究した。

先頃交通の危禍^{〔奇〕}で死んだ動坂の宮島一といふ人は、美術學校出の人の由だつたが、この人は石膏取りの名人で私は彼にのみ頼んだが、私の最後の銅像である藤田傳三郎氏の拵へた時は、東京から宮島君をわざわざ大阪へ呼び寄せてやらせたものだ。宮島君は石膏をほんの少ししか使

はずに薄くよく抜いた。それに支へる鐵の枠なども他の者に比べると細いのを少ししか使はずに、その技は堂に入つたもので、人に習つて覺えたといふより自分自身で永年苦心研究の結果、此の道に通達したのであらう。石膏を出來上つた泥の彫刻に薄く覆^かせて型を取り、それに更に石膏を流し込む時、石膏の型に吸はして、後から注ぎ込む石膏と附着せぬよう、一般に牛乳か石灰の汁を使ふものであつたが、宮島君はマルセル石鹼に少しオリブ油を入れたものを使つてゐた。此の方が石膏の型に早く吸ひ込まれないから時間的に永く保つ。

伊太利では小さい石膏をやる時は抜くのに危いから、内面を寒天、外面は石膏の二重にしてやつてゐるが、これは宮島君も使はなかつたやうだ。

それから菲才の私が、何か日本彫刻界に貢獻したところがありとすれば、それは當時の彫刻界にコンパスを使用する事を極力鼓吹したことであらう。當時、日本では誰一人コンパスを使ふ者がなかつた。名人光雲君にしてからが之を知らず、自分で習ふ事も工合悪かつたのであらうか、その弟子の米原雲海君に習はせてゐた。土からやる塑造はよいやうなものゝ石や木などで彫る場合單に見込みで丈けやると、材が足りなくなつたり深彫りしたりする失敗が起り勝である。ところがコンパスで三つの點を取り、比例を測定してから始めると全然この失敗がない。私は事ある毎にコンパスの使用を鼓吹し、東京彫工會でも此事を屢々喋つた。〔下略〕

彫刻科で油土に代わつて粘土が用いられるようになったのは白井雨山の留學帰国後のことであつた(174頁「十五年前の美術學校生活」参照)。

2 規程(「東京美術學校規則」、現行内規抜粋)

その一、ここに明治三十二年四月改正「東京美術学校規則」(『東京美術学校一覽(從明治三十三年)』所載)を掲載する。ただし、これは同二十九年七月改正規則(本書第一卷313-316頁)の学科課程の項の彫刻科の専修科名に「塑造科」が追加記入されただけのもので、塑造科設置による彫刻教育カリキュラムの変化は文面に顕われていない。

東京美術学校規則(明治卅二年四月改定)

○總則

第一條 本校は繪畫、圖按、彫刻、建築、美術工藝ノ諸科ヲ置キ各科専門ノ技術家及普通圖畫ノ教員タルベキモノヲ養成スル所トス
但シ建築科ハ當分之ヲ缺ク

第二條 各科ノ修業年限ヲ四ヶ年トシ入學ノ初ニ於イテ別ニ一ヶ年間豫備ノ課程ヲ履修セシム

○學科課程

第三條 豫備ノ課程及各科ノ課程左ノ如シ

豫備之課程

甲種(繪畫科、圖按科、漆工科志望者)
ニ課ス

繪畫	每週二十八時
歷史	同 四時
美術史	同 二時
外國語	同 二時
書學	同 一時
體操	同 二時

乙種(彫刻科、彫金科、鍛金科、鑄金科志望者)ニ課ス

彫塑	每週十八時
繪畫	同 十時
歷史	同 四時
美術史	同 二時
外國語	同 二時
書學	同 一時
體操	同 二時

繪畫科(日本畫科、西洋畫科ノ中一科ヲ撰ビ專修セシム)

第一年

實習	每週三十三時
歷史及考古學	同 二時
美學及美術史	同 二時
美術解剖(西洋畫科ニ限リ實習時間内ニ於テ之ヲ課ス)	同 一時
遠近法(同上)	同 一時
體操	同 二時

第二年

實習	每週三十五時
歷史及考古學	同 二時
美術解剖(西洋畫科ニ限リ實習時間内ニ於テ之ヲ課ス)	同 一時
遠近法(同上)	同 一時
體操	同 二時
第三年	
實習	每週三十八時
歷史及考古學	同 一時

美術解剖 (日本畫科ニ限り實習時間内)
ニ於テ之ヲ課ス

遠近法 (同上)

第四年

實習及卒業製作

用器畫法 (教員志望者ニ限り實習時間内ニ於テ之ヲ課ス)

教育學 (同上)

圖按科

第一年

實習

繪畫

歷史及考古學

美學及美術史

圖按法

建築裝飾史

體操

第二年

實習

繪畫

歷史及考古學

建築裝飾術

物品製作大意

用器畫法

體操

第三年

實習

繪畫

同 一時

同 一時

每週三十九時

同 六時

同 二時

每週 十六時

同 十二時

同 二時

同 二時

同 二時

同 三時

同 二時

每週 十四時

同 十二時

同 二時

同 三時

同 三時

同 三時

同 二時

每週二十六時

同 十二時

歷史及考古學

第四年

實習及卒業製作

用器畫法 (教員志望者ニ限り實習時間内ニ於テ之ヲ課ス)

教育學 (同上)

彫刻科 (木彫科、塑造科、石彫科、牙角彫刻科ノ内一科ヲ撰ビ專修セシム)

第一年

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

美學及美術史

美術解剖

體操

第二年

實習

歷史及考古學

美術解剖

體操

第三年

實習

歷史及考古學

第四年

實習及卒業製作

美術工藝科

彫金科

同 一時

每週三十九時

同 六時

同 二時

每週二十三時

同 九時

同 二時

同 二時

同 一時

同 二時

每週三十四時

同 二時

同 一時

同 二時

每週三十八時

同 一時

每週三十九時

第一年	實習	每週二十時	歷史及考古學	同	二時
	繪畫及圖按	同	美學及美術史	同	二時
	歷史及考古學	同	圖按法	同	二時
	美學及美術史	同	美術解剖	同	一時
	圖按法	同	美工史	同	一時
	美術解剖	同	體操	同	二時
	美工史	同	實習	每週二十四時	繪畫及圖按
	體操	同	繪畫及圖按	同	九時
第二年	實習	每週二十四時	歷史及考古學	同	二時
	繪畫及圖按	同	應用化學	同	二時
	歷史及考古學	同	體操	同	二時
	應用化學	同	實習	每週二十八時	繪畫及圖按
	體操	同	繪畫及圖按	同	九時
第三年	實習	每週二十八時	歷史及考古學	同	一時
	繪畫及圖按	同	應用化學	同	一時
	歷史及考古學	同	實習及卒業製作	每週三十九時	鑄金科
	應用化學	同	鑄金科	第一年	實習
	實習	每週三十九時	實習	第一年	繪畫及圖按
	繪畫及圖按	每週三十九時	繪畫及圖按	同	九時
	歷史及考古學	同	歷史及考古學	同	二時
	美學及美術史	同	美學及美術史	同	二時
	圖按法	同	圖按法	同	二時

美術解剖

金工史

體操

第二年

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

應用化學

體操

第三年

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

應用化學

第四年

實習及卒業製作

漆工科

第一年

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

美學及美術史

圖按法

漆工史

體操

第二年

同 一時

同 一時

同 二時

每週二十四時

同 九時

同 二時

同 二時

同 二時

每週二十八時

同 九時

同 一時

同 一時

每週三十九時

每週二十一時

同 九時

同 二時

同 二時

同 二時

同 一時

同 二時

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

應用化學

體操

第三年

實習

繪畫及圖按

歷史及考古學

應用化學

第四年

實習及卒業製作

○學年及休業規程

第四條 學年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第五條 休業ハ冬季ハ十二月廿五日ヨリ一月七日ニ至ル二週間、春季ハ

四月十日ヨリ同月十六日ニ至ル一週間、夏季ハ七月十一日ヨリ九月十

日ニ至ル二ヶ月間トシ日曜日及左ノ祭日祝日ハ休業ス

一秋季皇靈祭

一本校設置紀念日

一神嘗祭

一天長節

一新嘗祭

一孝明天皇祭

一紀元節

一春季皇靈祭

一神武天皇祭

每週二十四時

同 九時

同 二時

同 二時

同 二時

每週二十八時

同 九時

同 一時

同 一時

每週三十九時

第六條 授業ハ毎日午前八時ヨリ始ム

○入學在學及退學規程

第七條 入學ノ期ハ每學年ノ初トス

但シ臨時入學ヲ許スコトアルベシ

第八條 入學志願者ハ本校ニ於イテ入學試験ヲ受クル者ト公私立各學校

ノ特選ニ係ル者トノ二種トス

第九條 入學者ハ年齢滿十七年以上滿二十六年以下トシ品行善良身軀強

健ニシテ左ニ掲グル課目ニ合格スルモノトス

但シ道廳府縣立中學校ニ於イテ適當ト認メタル郡市町村立私立中學校

卒業以上ノモノハ該校長ノ證明ニ依リ(一)ヨリ(七)マデノ課目

ノ試験ハ要セザルモ實技ノ試験ハ本校ニ於イテ施行スルモノトス

入學試験課目

(一) 讀書 和漢文

(二) 作文 片假名交リ記事論說文

(三) 數學 算術、代數、平面幾何、平面三角術全體

(四) 地理 日本及外國地理大要

(五) 歴史 日本及外國歴史大要

(六) 理科 物理學、化學、博物學

(七) 外國語 書取及歐文和譯、和文歐譯

但シ英、佛、獨ノ内、受験者ノ望ニ任セ其一ヲ撰ハベシム

(八) 専門實技 流派及材料ヲ問ハズ

但シ圖按、漆工科志望者ハ繪畫 彫金、鍛金、鑄金科志望者ハ

彫刻ニテ受験スルヲ得

第十條 本校ニ於イテ適當ト認メタル公私立技藝學校ノ卒業生及生徒ニ

シテ該校長ノ品行善良學術優等身體強健ト證認シタル者ハ相當ノ人員

ヲ限リ試験ヲ須ヅ豫備ノ課程及各科ノ相當級ヘ入學セシムルコトヲ

ルベシ

第十一條 本校ニ於イテ入學試験ヲ受クル者ハ試験料金壹圓ヲ本校收入

官吏ニ納ムベシ 若シ自己ノ都合ニ依リ入學試験ヲ受ケザルモ既納ノ

試験料ハ返付セザル者トス

第十條ニ該當スル者ハ手數料トシテ試験料ノ半額ヲ納ムベシ 其手續

ハ本文ニ準ス

第十二條 入學志願者ハ入學願書(第一號書式)ニ履歷書(第二號書

式)及試験料又ハ手數料ヲ添ヘ本校ヘ差出スベシ

第十三條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直チニ正副保證人連署ノ在學證書

(第三號書式)ヲ出スベシ

第十四條 正副保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市及北豐島、南足

立、南葛飾三郡内ニ於イテ一家計ヲ立テ生徒ノ父兄親戚又ハ父兄ノ知

友ニシテ生徒ノ身分ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足リ且修學上ニ關涉

シ得ベキ緣故アル者ニシテ本校ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムベシ

第十五條 保證人又ハ副保證人事故アリテ變更スル時ハ前條ニ準ズル保

證人ヲ以テ之ニ代ヘ更ニ在學證書ヲ出スベシ 又正副保證人三週間以

上府外ニ旅行スル時ハ豫メ相當ノ代理人ヲ立テ本校ヘ届出ヅヘシ

第十六條 生徒ハ入學後一ヶ月以内ニ自費ヲ以テ本校制定ノ服帽ヲ調製

著用スベシ

第十七條 生徒疾病其他事故アリテ缺課スル時ハ其理由及日限ヲ記シ當

日又ハ翌日中ニ保證人ヨリ届出ヅベシ 若シ病氣缺課七日以上ニ及ブ

時ハ醫證ヲ添ヘ差出スベシ

第十八條 學業及品行殊ニ優等ナル生徒ヲ選ビ之ヲ特生徒ト爲シ一學年

間ノ授業料ヲ免除ス

第十九條 生徒學業成達ノ目途ナキ者ハ除名シ怠惰不行狀又ハ本校ノ規

則告示等ニ背反シ其他本校生徒ノ風儀ヲ紊ス等ノ者ハ其情狀ノ輕重ニ

依リ懲誡、停學、逐學ニ處ス

第二十條 生徒疾病其他已ムヲ得ザル事故ニ由リ退學セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ正副保證人ノ連署ヲ以テ願出ヅベシ

○試業及證書規程

第二十一條 學年試業ハ每學年ノ終リニ於イテ之ヲ行ヒ其成績點ニ平常課業ノ成績點ヲ二倍シタルモノヲ加ヘ三ヲ以テ除シ合格ノ者ハ進級セシム 平常課業ノ成績點ハ一學年間課業ノ成績ニ據リ受持教員ノ見込ニ依リ又ハ臨時試業ヲ行ヒ之ヲ定ム

第二十二條 各科中美術實技ニ於イテハ受持教員ノ見込ヲ以テ學年試業ヲ施サズシテ平常ノ成績ニ據リ評點ヲ附スルコトアルベシ

第二十三條 學年試業評點ハ各課一百ヲ以テ最高點トシ諸課目ノ平均六十點以上ヲ合格トス

但シ美術實技ノ成績一課目六十點ニ滿タザル者又ハ他ノ課目ノ成績一課目四十點ニ滿タザル者ハ俱ニ進級セシメズ

第二十四條 美術實技ノ學年試業成績評點ハ本校當該教員ノ會議ヲ以テ之ヲ評定スベシ

第二十五條 學年試業ニ缺席ノ者ハ進級ノ格ヲ失フモノトス

但シ疾病其他已ムヲ得ザル事故アリテ缺席スルモノハ一週間以内ニ其事由ヲ詳記シ保證人連署ノ上試業ヲ願出ヅルトキハ平常課業ノ成績優等ノ者ニ限り之ヲ許スコトアルベシ

第二十六條 各科所定ノ課程ヲ履修シ試業ヲ完了シタル者ニハ其卒業證書ヲ付與ス

第二十七條 生徒在學中ノ學業品行等殊ニ優等ノ者ニハ卒業ノ際其證書ヲ付與ス

○研究科規程

第二十八條 各科卒業ノ生徒ニシテ尙其實技ヲ研究セント欲シ願出ヅル

者ハ適當ト認ムル者ニ限り研究生タルヲ許ス

第二十九條 研究生ノ在學期限ハ三ケ年以内トス

第三十條 研究生ハ各自ノ志望ニ依リ特ニ某教員ノ指導ヲ受クベキモノトス

第三十一條 研究生ハ自己ノ新按ヲ以テ特別ノ製作ヲ爲スベキモノトス 每學年ノ末、教員會議ニ於イテ其成績ノ優劣ニ從ヒ之ヲ第一、第二、第三ノ三等ニ評定ス

第三十二條 研究生ハ保證人ヲ要セズ 授業料ヲ徴收セズ

第三十三條 研究生實技研究ノ爲旅行ヲ要スルトキハ旅費ヲ給與スルコトアルベシ

第三十四條 研究科ヲ修メタルモノニハ願ニ依リ其證狀ヲ與フルコトアルベシ

○撰科規程

第三十五條 各科中特ニ一課目若クハ數課目ヲ撰ビ學修セント欲シ入學ヲ願出ヅル者ハ年齡滿十七年以上ニシテ當該教員ニ於イテ試験シ所撰ノ課目ヲ學修スルニ堪フルト認ムル者ニ限り各級正科生ニ缺員アルトキハ撰科生トシテ入學ヲ許スコトアルベシ

但美術實技ノ外ハ之ヲ撰ブコトヲ得ズ

第三十六條 本校生徒ニシテ美術上ノ實技豫備ノ課程卒業以上ノ程度ヲ有スルモ身體羸弱等ニシテ所定ノ正科ヲ履修スルニ耐ヘザル者ハ願ニ依リ試験ノ上撰科生ニ編入スルヲ許スコトアルベシ

第三十七條 撰科生ハ所撰ノ課目ニ就イテ正科生ト同ジク試業ヲ受ケ合格ノ者ハ願ニ依リ證狀ヲ與フルコトアルベシ

第三十八條 入學及授業料其他ノ規程ハ正科生ト同ジク遵守スベキモノトス

○圖書講習科規程

第三十九條 道廳府縣立學校圖畫教員ニシテ尙其技術又ハ圖畫ニ關スル

學科ヲ補修セント欲スル者ハ當該學校長ノ紹介ニ依リ每學年ノ初ニ於
イテ圖畫講習生トシテ試験ヲ用キズ入學セシムルコトアルベシ

第四十條 圖畫講習生在學ノ期限ヲ一ケ年以上二ケ年以内トス

第四十一條 圖畫講習生ノ履修スベキ課程ハ各自ノ志望ト學力ニ依リ當
該教員會議ヲ以テ特ニ之ヲ定ム

第四十二條 圖畫講習生ハ各自所定ノ課目ニ就キ試験ヲ受クベキモノト
ス 合格ノ者ハ其證狀ヲ付與ス

第四十三條 圖畫講習生ハ保證人ヲ要セズ 授業料ヲ徵收セズ

第四十四條 圖畫講習生ハ特ニ規定スルモノ、外正科生ト同ジク本校規
定ヲ遵守スベキモノトス

○授業料及他ノ費用

第四十五條 授業料ハ一學年金拾圓トシ九月、十一月、二月、四月ノ

初、定日ニ於イテ本校收入官吏ニ納ムベシ 若シ期日ヲ過グルモ納付
セザル時ハ保證人ヨリ之ヲ徵收スベシ

但シ修業年限中、疾病其他已ムヲ得ザル事故等ニ由リ退學スルコト
アルモ既納ノ授業料ハ返付セザルモノトス

第四十六條 教科用ノ圖書、實習用ノ小道具及繪具、紙、筆等ハ總テ生
徒ノ自辨トス

但シ實技上重要ノ器品等ハ本校ヨリ之ヲ貸付ス

○第一號書式(用紙美濃)(紙二ツ折)

入學願書

私儀御校何科ニ入學仕度履歷書及試験料(手数料)相添此段相願候
也

宿所

本籍族(戶主ニ非ザレバ)
某子弟等

年月日

姓名 印

何年何月生

東京美術學校長某殿

○第二號書式(用紙美濃)(紙二ツ折)

履歷書

一何年何月何地何立何學校ニ入り又ハ教師某ニ就キ何年間何學修業
云々

一何年何月何地ニ於イテ何年間何業ニ從事云々

一何年何月何處ニ於イテ何事ニ就キ賞罰ヲ受ケタル等

一家業何々

右之通ニ有之候也

本籍族(戶主ニ非ザレバ)
某子弟等

年月日

姓名 印

何年何月生

○第三號書式(用紙美濃)(紙二ツ折)

在學證書

私儀今般入學御許可相成候ニ付在學中御規則等固ク相守リ勤學可仕
候 依リテ右證書如斯候也

宿所

本籍族(戶主ニ非ザレバ)
某子弟等

姓名 印

東京美術學校校長某殿

何年何月生

右之者從來品行善良ノ者ニテ前文之趣相違無之候ニ付私共保證人ニ相立テ平常本人ノ品行等監督可致ハ勿論在學中ニ係ル事件ハ一切引受可申候 依リテ右保證候也

宿所

本籍族職業(本人ノ父)
(兄親戚等)

年月日

保證人 姓名 印

何年何月生

副保證人 姓名 印

何年何月生

生徒心得

- 一 本校ノ規則告諭等ヲ遵守スベキハ勿論各自其志操ヲ堅固ニシ意想ヲ優美ニシ言行ヲ謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハズ苟モ本校生徒タル體面ヲ汚ス等ノ舉動アルベカラズ
- 一 總テ教師ノ指導ニ從ヒ勤勉スベシ
- 一 授業時間ニ至レバ遲滞ナク教室ニ入り各自ノ席ニ著キ其位次ヲ亂スベカラズ
- 一 登校ノ節ハ儀式ノトキハ必ス本校所定ノ制帽制服を著用シ平常ハ制帽ノミヲ用ヒ制服ハ著用セサルモ妨ゲナシ
- 一 教室ニ入ルトキハ帽子外套等ヲ脱スベシ
- 一 授業時間中教師ノ許可ナクシテ教室外ニ出テ又ハ教室ニ入ルヲ得ズ
- 一 授業時間外ニ教室ニ入り又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スベカラズ
- 一 本校職員ニ對シテハ勿論、生徒相互ニ敬禮ヲ重ンスベシ

一 校舍ノ整肅清潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ舉動アルベカラズ

一 教室ニ於イテ終業ノ時ハ課業ニ用ユル備品ハ清掃整置スベシ

一 在學中ハ其製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等へ出品シ或ハ鄙猥ノ製作ヲ爲スベカラズ

一 本校ヨリ貸付シタル物品ハ殊ニ取扱ニ注意スベシ 若シ其物品ヲ汚損シ又ハ紛失シタル時ハ修補セシメ又ハ同品ヲ以テ辨償セシム

一 校内ニ在リテハ所定ノ外ニ於イテ飲食喫烟スベカラズ
一 帽子、外套、傘、履等ハ所定ノ外ニ置クベカラズ

東京美術學校文庫規則(明治三十二年九月制定)

第一條 東京美術學校文庫ハ本校所有ノ圖書、標本及生徒成績品ヲ收藏スル所トス

第二條 文庫掛員ノ外文庫内ニ入り收藏品ヲ檢索出納スルヲ許サズ

第三條 文庫閱覽室ハ左ノ時限ヲ以テ開閉ス

自九月十一日至翌年七月十日 午前八時開 午後三時閉

但シ土曜日ハ正午マデトス

自七月十一日至九月十日 午前八時開 正午閉

第四條 定期閉鎖ノ時日左ノ如シ

歲首 自一月一日至同八日

歲末 自十二月二十五日至同三十一日

日曜及祝祭日

本校設置紀念日

文庫内整理及掃除日 毎月一日、十五日ノ兩度

曝書期 夏期休業中三十日間

但シ此外臨時ノ閉鎖ハ其時々之ヲ揭示スベシ

第五條 本校ノ職員及生徒ハ文庫收藏品ヲ閲覧スルコトヲ得

第六條 閲覧室内ニ於テ圖書標本ヲ借覽セントスルトキハ室内借覽證書

ニ品名個數及姓名ヲ記シ之ヲ文庫掛員ニ差出スベシ 又閲覧中暫時タ

リトモ室外ニ出ルトキハ一應物品ヲ文庫掛員ニ返納スベシ

第七條 閲覧室以外ノ教室ニ於テ圖書標本ヲ借覽セントスルトキハ室外

借覽證書ニ品名個數ヲ記シ署名捺印シテ之ヲ文庫掛員ニ差出スベシ

但生徒ハ其借覽證書ニ受持教員ノ認印ヲ受ルヲ要ス

第八條 前條ニ依リ借覽使用スル物品ハ其當日之ヲ文庫掛員ニ返納スベ

シ

第九條 本校職員又ハ生徒ニシテ圖書標本ヲ校外へ帶出借用セントスル

トキハ別ニ定ムル帶出特許規則ニ依リ之ヲ借用スルコトヲ得

但校外帶出借用ハ他ノ通用ヲ妨クルノ患アリ 故ニ已ムヲ得サル場

合ノ外ハ帶出借用ヲナサ、ルヲ主旨トスヘシ

第十條 各科ニ於テ教課用ニ供スルタメ圖書標本ヲ其教室ニ常備スルノ

必用アルトキハ之ヲ文庫掛員ニ申出文庫掛員ニ備フル科別圖書標本監守簿

ニ其品名個數ヲ記シ且受持教員二名以上連署シテ借受スルコトヲ得

但圖書標本ハ各科共通ノ便ヲ圖ルノ必要アリ又其取締ヲ嚴ニスルノ

必要アリ 故ニ已ムヲ得サルモノニアラサレハ常備トナサ、ルヲ主

意トスヘシ

第十一條 前條ニヨリ教室ニ常備スル圖書標本ニ就テハ監守簿ニ署名ス

ル教員ヲ以テ監守者トシ物品會計規則ニヨリ保管ノ責ニ任スヘキモノ

トス

第十二條 前條ノ監守者交迭スルトキハ文庫掛員監守簿ニ照シテ物品ノ

返納ヲ要求シ更ニ之ヲ新監守者ニ引繼クノ手續ヲナスヘシ

第十三條 教室常備ノ圖書標本ハ每學年末文庫掛員現場ニ出張シテ監守

者立會ノ上監守簿ニ照シテ現品ヲ調査シ其結末ヲ校長へ報告スルモノ

トス

第十四條 本校卒業生又ハ美術家又ハ美術工藝家等ニシテ本校職員ノ紹

介ニ依リ校長ノ特許ヲ得タルモノハ閲覧室内ニ於テ圖書標本ヲ閲覧ス

ルコトヲ得

第十五條 本校ノ職員生徒ニアラサルモノハ圖書標本ヲ閲覧室外ニ携帶

スルヲ許サス

第十六條 他官廳若クハ美術ニ關スル團體等ヨリ本校圖書標本ノ借用ヲ

請フトキハ請求書ヲ徵シ其時々校長ノ判別ニ依リテ之ヲ處理スヘシ

其貸付ヲ許スモノハ期限ヲ定メタル借用證書ヲ徵シ期ニ及テ返付セサ

ルトキハ之ヲ校長ニ申告シテ督促ノ手續ヲナスヘシ

第十七條 凡貴重品トシテ種別ヲ立テタル圖書標本ハ保管ノタメ博物館

等へ附托スル外門外不出トス 外國寫真類若クハ各學校ニ涉リ日常通

用必須ノ物品亦之ニ準ス

但校長ニ於テ事情已ムヲ得スト認メ特別ノ處分ヲ命スルモノハ此限

ニアラス

第十八條 職員ノ參考ニ供スルタメ帝國博物館、帝國圖書館等ヨリ物品

ノ借受ヲ要スルトキハ書面ヲ以テ之ヲ文庫掛員ニ申出文庫掛員ハ此書面ニ

依リ按テ附シテ校長ノ裁ヲ乞フモノトス 又其借受シタル物品ヲ職員

ニ於テ更ニ借用スルノ手續ハ一ニ本規則ニヨル

但本校他ヨリ借受ノ物品ハ一切校外帶出借受ヲ許サス

第十九條 借用ノ物品ハ總テ大切ニ取扱フヘシ 誤テ之ヲ亡失シ或ハ汚

點毀損スルトキハ同一ノ物品若クハ相當ノ代價ヲ以テ之ヲ辨償セシム

ベシ 該件未了ノ間ハ更ニ他ノ物品ヲ借用スルコトヲ得ス

第二十條 返納期日其他規程ノ手續ヲ怠リタルトキハ爾後貸付ヲ停止ス

ルコトアルベシ

第二十一條 閲覧室ニ於テハ吹烟ヲ禁シ動作最モ靜肅ヲ要ス 談笑喧囂

ニ涉ルモノアレハ室外ニ退カシムヘシ

東京美術學校文庫收藏品帶出特許規則

第一條 本校ノ職員、生徒ニシテ文庫收藏品ヲ帶出借用セントスルモノ

ハ左ノ書式ニ依リ願書及ヒ證書ヲ差出スヘシ

但職員ノ借用ニ限リ特ニ保證人ヲ須ヒサルコトヲ得

帶出特許借用願(用紙半紙)

私儀左記目錄ノ物品帶出特許借用致度候ニ付別紙證書相添此段相願候也

年號年月日

東京美術學校長 某殿

目錄

一品名 員數 返納期日

一同 同 同

一同 同 同

以上

住所

姓名[㊦]

リ同一ノ物品若クハ代價ヲ以テ辨償可致候也

年號年月日

住所

本人姓名[㊦]

東京美術學校長某殿

保證人姓名[㊦]

第二條 貸出員數ハ職員ハ五品以内生徒ハ二品以内トス

第三條 貸出期限ハ職員ハ三十日以内生徒ハ十五日以内トス

第四條 借用期限滿チ尙引續借用セントスルトキハ一旦現品ヲ返納シテ

更ニ借用ノ手續ヲナスヘシ

但他ニ同種ノ借受ヲ請フ者アル時ハ繼續借受スルコトヲ得ス

第五條 特許ヲ得テ帶出借用シタル物品ト雖本校ニ於テ要用アル時ハ臨

時返納セシムルコトアルヘシ

第六條 特許ヲ得テ帶出借用シタル者旅行スルトキハ借用期限内ト雖モ

旅行前一旦其借用品ヲ返納スヘシ

その二、内規

左記は『明治三十五年三月現行 東京美術學校処務規定及心得』所載三十一年六月以降制定内規の一部(本書第一卷に未収録の分)である。

帶出特許借用證(用紙半紙)

一品名 員數 代價 返納期日

一同 同 同 同

一同 同 同 同

以上

右帶出特許ヲ經テ正ニ借用致候 借用中何様ノ場合ヲ問ハス萬一物品ヲ亡失若クハ毀損シタルトキハ貴校ノ命ニ依リ本人又ハ保證人ヨ

授業及休憩時間表 明治卅一年六月制定

午前	之部	午後	之部
授業時間 自八時五十分 至九時五十分	休憩時間 自八時五十分 至九時	授業時間 自零時卅分 至一時卅分	休憩時間 自十二時(午餐) 至一時卅分
自九時五十分 至十時五十分	自九時五十分 至十時	自一時卅分 至二時卅分	自一時卅分 至二時卅分
自十時五十分 至十一時	自十時五十分 至十一時	自二時卅分 至三時卅分	自二時卅分 至二時卅分

但シ講義室ニ於ケル二時間以上ニ亘ル學科ノ中間ニ當ル休憩時間ハ受持教員ノ見込ニ從フ
右ノ時刻毎ニ號鐘ヲ打チテ之レヲ報セシム

撰科生學科聽講規定 明治三十一年九月制定

第一條 撰科生ニシテ學科ノ聽講ヲ願出ヅルモノハ相當學年本科生ノ授業ニ差支ナキ限りニ於テ當該學科受持教員ノ見込ニ依リ之ヲ許スコトアルベシ

但シ試験ヲ要スルコトアルベシ

第二條 撰科生ノ學科聽講ハ相當學年本科生ニ課スルモノ、外之ヲ許サズ

第三條 學科聽講ヲ許サレタル撰科生ニシテ怠惰不行狀ノ蹟アルトキハ當該學科受持教員ノ見込ニ依リテ聽講ヲ差止ムルコトアル可シ

第四條 學科聽講ヲ許サレタル撰科生ハ學年ノ終ニ於テ試験ヲ受クベシ

第五條 撰科生ニシテ一學科全體ノ聽講ヲ了スルハ試験合格ノモノハ願ニ依リテ其學科ノ聽講證ヲ授クルコトアルベシ

3 職員

『東京美術学校一覽(從明治三十一年至明治三十二年)』所載「明治三十二年一月現在商議委員、職員」の項を轉載し參考に供す。

商議委員

從二位勲一等伯爵 佐野 常民 東京
從五位勲四等 河瀬 秀治 東京
女子高等師範學校校長 高嶺 秀夫 東京
正五位勲五等

職員

學校長心得

帝國博物館主事兼理事 久保田 鼎 東京
兼東京美術學校教授
從六位勲六等

教授

日本畫 帝室技藝員從六位 川端 玉章 東京
彫刻 帝室技藝員從六位 高村 光雲 東京
西洋畫 正五位 黑田 清輝 東京
日本畫 正七位 荒木 寬畝 東京
東洋美術史、圖按法 正七位 今泉 雄作 東京
圖按實習、東洋考古學 正七位 長沼 守敬 岩手
彫刻 正七位 淺井 忠 東京
西洋畫 正七位 石川 光明 東京
彫刻 帝室技藝員正七位 山名 貫義 東京
日本畫 帝室技藝員正七位 山名 貫義 東京